

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年 5 月 1 日
【会社名】	アーキテツ・スタジオ・ジャパン株式会社
【英訳名】	ARCHITECTS STUDIO JAPAN INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 丸山 雄平
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町二丁目 7 番 5 号
【電話番号】	03-6848-9500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長兼管理部長 山口 裕司
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂山町 3 番 3 号
【電話番号】	06-6363-5701（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長兼管理部長 山口 裕司
【縦覧に供する場所】	アーキテツ・スタジオ・ジャパン株式会社 (大阪市北区堂山町 3 番 3 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社の有する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたこと並びに財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号及び第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．当社の有する債権についての取立不能のおそれについて

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づく報告）

(1) 当該債務者の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額

当該債務者の名称

ATインターナショナル株式会社

住所

横浜市南区永田山王台10番18号

代表者の氏名

代表取締役 東 正

資本金の額

4,000万円

(2) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

当社の取引先であり、破産申立てを行ったATインターナショナル株式会社に対する未回収債権が追加発生し、2020年4月30日開催の取締役会において当該債権が確定したため。

(3) 当該債務者に対する債権の種類及び金額

貸倒引当金繰入額 19百万円

(4) 当該事実が当社の事業に及ぼす影響

当該回収不能見込額につきましては、2020年3月期の個別財務諸表において、営業損失に計上することといたしました。

2．当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく報告）

(1) 当該事象の発生年月日

2020年4月30日

(2) 当該事象の内容

固定資産の減損損失の計上

当社が保有する固定資産について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上することといたしました。

投資有価証券評価損の計上

当社が保有する投資有価証券について、財政状態や今後の見通しの判定を行った結果、減損処理による投資有価証券評価損を営業外損失に計上することといたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響

当該事象の発生により、2020年3月期の個別財務諸表において、下記のとおり、固定資産の減損損失を特別損失に、投資有価証券評価損を営業外損失にそれぞれ計上することといたしました。

固定資産の減損損失 70百万円

投資有価証券評価損 10百万円

以上